



る翻訳があることを教えられ、自らの無智を恥じた。さていろいろ調べてみると、あえてオランダの文献を調べてみるもなく、国際法学会編纂の「国際法事典」(鹿島出版会、昭和五十年)に、神戸大学名誉教授川上太郎氏の筆になる「アッセル」という項目がある。

トビアス・アッセル (Tobias Michael Carel Asser) は一八三八年のアムステルダムの子、アムステルダム大学教授と外務省顧問を兼ね、やがて枢密院に列せられている。かつて国際法の雑誌として名高い *Revue de droit international et de législation comparée* の創始者のひとり、また一八七三年の万国国際法学会 (Institut de Droit international) の十人の創設者のひとりである。今日につづくハーグ国際私法統一会議は彼の示唆によって一八九二年にはじまり、彼は一九〇四年に至るまで、四回の会期の議長をつとめた。一九一一年にはノーベル平和賞を受け、一九一三年ハーグに没した。享年七十五歳。

日本大使館の通りがトビアス・アッセル通りというばかりではない。国際司法裁判所のおかれている平和宮の二階正面に日本の間がある。西陣川島のつづれ錦ですべての壁がおおわれているこの日本

の間の入口のかたわらに等身大の座像が置かれているが、私はこれがアッセルであることもはじめて知った。もちろん偶然のものでしかないが、アッセルと日本の因縁話もちょっと面白く思えてきた。ともあれ、ふとしたいきりかけで、この国の歴史の一端を知り得るのもハーグ滞在の功徳であろう。(一九八一年四月二〇日)

(おだ・しげる 国際司法裁判所裁判官)

原発は子孫に対する犯罪

樋田 敦

敦賀原発は、この三月、放射能を含む汚水を一般排水溝へたれ流すという事故を起した。しかも、この事故を隠し、事件にしてしまった。何故隠したのかというと、原子力には絶対に失敗が許されないといういわゆる絶対神話があつて、その追及を敦賀原発は逃れたかったからであるといわれている。

そもそも、技術に絶対があるわけはない。それなのに何故、原子力に限って、絶対に失敗が許されないのか。それは、

放射能による人体への害が、他の事故と異質であつて、その恐怖が深刻だからである。原子力施設による事故で被曝した時、その時点では何ともなくても、十年後に白血病や癌になるかも知れない。それとも、三十年後かも知れない。そして子供に遺伝障害ということになるかも知れないからである。

したがって、被曝者は、一生涯、被曝の事実を忘れることができない。そして、まわりの人達もこの被曝を忘れてはくれないから、極端な場合には子女の結婚差別にまで発展する。この忘却の不可能が放射能の恐怖なのである。

だからこそ、絶対があり得ないのに、原子力技術に絶対神話が成立することになる。けつして、反対派を言いくるめるために便宜的につくられた安直なものではなく、原子力技術に宿命的な本質的矛盾なのである。

このようにいうと、たしかに現状はそうだ。しかし、科学技術の進歩を否定するのとは反論を受ける。だが、原子力にはや進歩できない。その理由は、原子力では試行錯誤が禁止されたからである。放射能の恐怖がある以上、放射能の大量洩れになる危険をおかして、試行錯誤などできるわけではない。人間の技術は、



科学技術も含め、すべて試行錯誤で進歩してきたことを考えると、残念ながら、今後原子力が進歩する可能性はないのである。

今、原子力で最大の問題は、放射能のあと始末である。この技術はまだ確立していない。ただ溜めておくだけなのである。しかも、原発を運転すれば確実に増えていく。

今回の敦賀原発の事故は、この放射能廃物の事故である。巨大なタンクに溜めてあった放射能ヘドロ（スラッジ）が溢れ出したのである。しかも、放射能ヘドロの量は、当初の見積りよりも多く、タンクの増設を重ねたことが事故の遠因なのである。ヘドロは、放射能がなくても扱いはやっかいである。それに放射能が扱っているからどうすることもできない。

放射能廃物の処理分に関する日本原子力委員会の方針(案)は、約一〇〇年間の貯蔵、その後の埋設処分という。しかし、これは方針といえるものではない。まず埋設は、放射能減れの可能性を考えたらとても実行不可能である。そのうえ、この方針は、主語が抜けている。誰が一〇〇年間の貯蔵と埋設の作業をするのか。

子孫と現代人との間には、時間という壁がある。この壁は、法律を遮る壁でもある。たとえば、汚染の発生者負担の原則もこの時間の壁で阻まれている。それにもかかわらず、原子力委員会はこれらの作業を平気で子孫に押しつけようとしている。つまり法の範囲を超えた、文字通り無法の行為を決定しようとしているのである。

しかも、放射能処理処分技術は、すでに述べたように試行錯誤の禁止で、手足を縛られている。したがって今後とも、敦賀のような事故は放射能の寿命がある限り続くことになる。そしてその被害は子孫が受ける。しかも、そのあと始末の費用一切子孫持ちである。

このことから、現代人の使用する電力は、子孫の負担で発電したものということになる。つまり、この時間の壁を越えて子孫から強奪したものが現在の電力なのである。

原発は、子孫に対する犯罪である。そして、そのようなことは予見されていることだから、故意の犯罪でもある。このような犯罪が放置されたままであることに、私は我慢がならない。

まだ生まれていないから声も出せない子孫に代って、原子力発電の責任者を犯

罪者として告発し、原子力発電を停止させたい。法律家のどなたか、協力していただけないだろうか。

「ときどき、停電があっても、いいではないか」を合意のことばとして。

(つちだ・あつし(理化学研究所研究員))